



清友

No. 2

2009年6月

東京清掃労働組合退職者会

〒102-0072 千代田区飯田橋3-9-3 SKプラザ4F

TEL 03 (3237) 9995 FAX 03 (3237) 4541

清掃退職者会 学習交流会を開催

清掃退職者会初の独自学習会を7月24日に開催します。

学習会終了後、会場内で懇親会をもちますので、参加くださるようお願いいたします。

○とき 7月24日(金)午後1時

○ところ

SKホール

東京清掃本部
(SKプラザ)地下
千代田区飯田橋3-9-3
03-3237-9995

○テーマ

高齢者医療制度の問題点と今後の取組み(仮題)

○講師

都退協都庁部会 佐藤事務局長

※学習会終了後、SKホールで懇親会



小林事務局次長

第1回 幹事会

事務局次長、会計、 会計監査を補充、 見舞金・祝金制度の 導入問題は継続討議

5月11日、退職者会は第1回幹事会を開催、①役員補充、②機関紙発行体制確立、③清掃退職者会独自の学習交流会開催等について協議しました。

■役員補充

4月の総会でも確認しているように、家庭の事情や体調

の関係で、井田事務局次長と宮会計が退任することになりました。後任は、事務局次長に現会計監査の小林さん、会計に戸枝さん、会計監査に岩淵さんがあたります。

旅行会会計は、事務局次長が兼務することになっていきますので、小林新事務局次長が引継ぎます。

■機関紙発行体制

機関紙(清友)は、2月に1回の発行を原則とします。月1回程度発行したいところ

ですが、郵送費の負担もあるのです……。

※2面へ続く



岩淵会計監査



戸枝会計

東京清掃労働組合退職者会旅費支給基準（案）

1. 目的
この基準は、東京清掃労働組合退職者会の業務に伴う旅費の支給に関する基準について定めることを、目的とする。
2. 旅費
旅費は、交通費、日当、食卓料、宿泊料とする。
3. 交通費
(1) 交通費は、会員の自宅を起点として算出し、運賃及び行動に必要な急行料金等の実費額の100円未満の端数を切り上げた金額とする。
(2) ただし、次の場合は定額とし、支給額はその都度決める。
① 総会など会員全員を対象とする行動
② 旅費を行動日当日清算する必要がある行動で、交通費を特定できない場合
4. 日当
(1) 日当は、400円とする。
(2) 前記に関わらず、幹事会が認めたときは、東京清掃労働組合（以下「本部」という）の支給の例に即して支給することができる。
5. 食卓料
(1) 食卓料は800円とし、次の場合支給する。
① 行動が昼食後に引続くとき
② 行動が午後7時を過ぎたとき
(2) ただし、食事を提供したときは、食卓料を支給しない。
6. 補償の調整
本部または上部団体、その他の機関・団体が招集する会議などに幹事会の確認により参加し、本部等から旅費を支給されない参加者については、本部等と同額を支給する。
7. 疑義などの解釈
この基準の疑義や定めていないことの解釈は、本部の例を参考とし、幹事会が判断する。
8. 基準の改廃
この基準の改正は幹事会で行い、廃止は総会の議決を要する。
9. 施行
この基準は、2009年7月24日から施行する。

基準に基
会に基
職者支
旅費設
置し
を設
置し
ます

清掃退職者会は、総会や幹事会、その他の行動に会員が参加したとき、交通費とお茶代程度の日当を、定額で支給しています。ただし、文章化した支給基準はありません。また、定額方式でいいかどうかという意見がありましたので、「旅費支給基準」を三

役会で検討しました。基準案は別記のとおりで、交通費は会計事務の便を考慮して100円未満を切上げとし、日当と食卓料は本部の基準と同額という考え方はです。7月24日に開催予定の幹事会で確認されれば、幹事会以降適用したいと考えています。

会員が52名に
清掃退職者会は、新規加入が加わり、会員は52名になりました。会員をもっと増やしていきたいと思えます。お知らせの退職者などを紹介ください。

※1面より続く
4面は、会員のコーナー（会員紹介、投稿など）を予定しています。

■学習交流会開催
清掃退職者会独自の学習交流会の開催については、三役会で検討することにしました。（6月5日の三役会で検討した企画内容を1面に掲載）

■見舞金制度など
意見交換
その後、幹事による意見交換を行いました。出された意見は、4月の総会で出た意見をさらに豊富化するもので、①見舞金・祝い金・弔慰金制度を導入すべき、②退職直前に区移管絡みなどで区や都の他局へ異動した人も会員として迎え入れるべき、③規約の「会員・準会員」の条項はわかりにくいので、整理すべき、④会員間の交流のため、会員名簿を発行すべきというものでした。

これらについては、次回幹事会以降、議論していくことにし、規約の見直しについては、6月5日に開催した三役会で検討を始めました。

46年前、狭山市の女子高校生殺害事件で犯人を取り逃がした埼玉県警は、被差別部落に捜査を集中し、石川一夫さん（当時24歳）を別件逮捕、脅迫と誘導によりウソの自白を強要して、えん罪に陥れました。狭山事件です。

一番の死刑判決により警察にだまされたことに気づいた石川さんは、二審では無実を訴え、石川さんを無実とする数々の証拠が出されましたが、東京高裁は無期懲役の判決をくだし、最高裁は上告を棄却、刑が確定しました。

石川さんは獄中でも無実を訴え続け、94年12月に仮出獄、支援者の早智子さんと結婚し、ともに再審を求めて闘い続けています。石川さんは70歳になりました。

弁護団は、石川さんを無実とする数々の証拠を提出しており、再審請求では、証拠開示と事実調べが不可欠です。

5月22日、代々木公園で「狭山事件の再審を求める」

石川さんは無実だ！

東京高裁はただちに事実調べを行え！



5月31日、日曜日にも
家族を含め29人参加した
清掃人権交流会・狭山現地調査



市民集会」が開かれ、東京高裁に事実調べを行うようアピールしました。

東京清掃は、部落差別・清掃職業差別をなくす取り組みとして、毎年1回、本部と清掃人権交流会が交互に主催する狭山現地調査を行っています。

今年、清掃人権交流会の主催でした。



「荒波に揉まれ舵とり幾星霜 栄光目指して艫を握る」

石川さんのお話しを聞き、石川さんの人となりにより深く知ることができ、石川さんから、歌が贈られました。



万年筆が発見されたカモイを調査

から発見され、証拠とされました。徹底した家宅捜査で見つからなかった万年筆が石川さんの自白直後に発見され、しかも、中のインクは被害者のものと別のインクでした。当時、家宅捜索した元刑事は、最初の捜索ではカモイには何もなかったと証言しています。

その後、石川さんが自白した経路を殺害したとされる現場までたどり、自白がウソであったことを実感し、事実調べの必要性を再確認しました。

清掃の職場でも、昨年暮れ、清掃工場で差別落書き事件が発生し、改めて部落差別と清掃職業差別に直面しています。差別を許さない社会や職場をつくるのが重要です。

夏季一時金 0.2月凍結

調査なしの人事委員会勧告は不当

都・特別区は、今年の夏季一時金を0.2月（再任用は0.1月）凍結しました。

政府・与党の圧力に屈した人事院は、国家公務員の夏季一時金を0.2月（再任用は0.1月）凍結する緊急勧告を行いました。だが、①調査対象事業所数は通常調査の25%以下、②回答事業所の夏季一時金決定状況はわずか14%で、事業種別による

相違が大きく、人事院自身「全体状況を精確には把握できない」と認めたものでした。

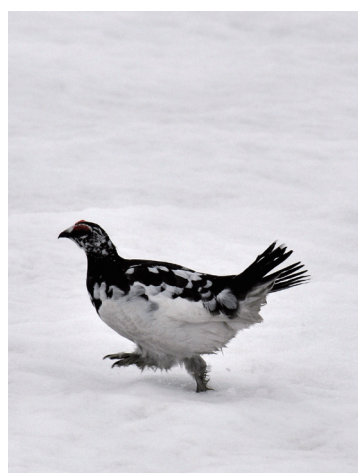
特別区人事委員会は、民間調査も行わず、「人事院勧告内容をそのまま勧告」する不当な勧告を行い、区長会は、「勧

告どおり凍結する」ことを東京清掃に提案しました。東京清掃は、区長会交渉で、①人事院勧告は不精確、②民間調査なしの人事委員会勧告は不当、③公務員の一時金凍結は民間の一時金削減にはね返り、景気回復に逆行などと追求しましたが、民間の夏季一時金の実態や、他自治体の妥結状況を考慮し、苦渋の判断をせざるを得ませんでした。今回の夏季一時金凍結は、現役世代の生活を直撃するものです。同時に、世界的大不況の下、年金改悪にもつながりかねない問題です。私たち退職者会も、現役世代の闘いに連携した取組みの強化が必要だと思えます。



夏季一時金 区長会団体交渉

雷鳥くんとあつてきました



ゴールデンウィークを避けて、5月中旬に立山・黒部へ行ってきました。

青春時代以来の黒部峡谷のトロッコ列車、立山・黒部アルペンルート。立山・雪の大峡谷は、温暖化の影響で年々低くなっているようですが、それでも15mありました。

残雪の中、室堂平を散策。みくりが池付近で、幸運にも雷鳥くんに出会いました。トタトタ歩く姿がとても可愛い。真っ白な冬毛から夏毛へ変身し終わる寸前というところでしようか、くちばしで冬毛をむしり取っていました。

絶滅の危機にあった雷鳥も保護が功を奏して、だいぶ増

えているようで、人間を怖がりません。

ところで、仲の良い夫婦をオシドリに例えますが、意外なことにオシドリは毎年相手を変えるとのこと。雷鳥は生涯同じつがいです。うです。夫婦仲のいいのは雷鳥ということになります。

つがいの雷鳥にあえなかつたのは残念でしたが、久しぶりの立山を楽しむことができました。平日の旅は年金生活者の特権ですね。（戸枝）

会員みなさんからの、身の回りのできごと・旅行などの紹介や、詩句・写真等投稿をお待ちしています。